**令和元年度第１回障害のある人もない人も安心して暮らせる**

**高知県づくり条例（仮称）検討委員会の概要**

**１ 日 時** 令和元年７月１日（月）１４時００分から１６時００分

**２ 場 所** 高知城ホール　２階　小会議室

**３ 検討内容**

**（１）手話言語条例の内容を含めるかどうかについて**

主な意見

* 今回制定する条例は、手話言語条例とは目的が異なるため、それぞれの方向性がぼやけないか、また、条例内に手話言語条例の内容を盛り込むことによって「手話は言語である」という認識など、手話言語条例の内容を県民にしっかり伝わるように盛り込めるかという課題はある。
* 手話は聞こえない人だけのものではなく、聞こえる人にとっての必要なコミュニケーション手段である。特に医療アクセスの面では、障害のある方が自身のことをうまく伝えられずに命を落とす事例などもあることを考えれば、障害のある方へのコミュニケーション保障は非常に重要である。
* 今回制定する条例と手話言語条例を分けて作る場合、新たに議論が必要となり、今回の条例制定にも遅れが生じることとなるが、障害を理由とする差別に解消に係る紛争解決の仕組みづくりは早急に取り組むべきであり、そのためにはまず条例が必要である。
* 手話言語条例の内容も、今回の骨子案で総則などに溶け込ませることができれば内容を合わせることも可能と思われるので、最初は手話言語条例の内容も合わせた内容で条例を制定し、その後状況に応じて条例を分けるのか、一体的にブラッシュアップしていくのか時間をかけて考えてはどうか。

今後の方向性

* 今回の条例にまずは、手話をはじめとするコミュニケーション保障の内容を盛り込む方向で議論を進めていくこととする。

**（２）事業者の合理的配慮の提供の義務化および紛争解決の仕組みについて**

主な意見

* 努力義務とした場合、事業者に合理的配慮を求めたくても、「努力義務ですから」ということで合理的配慮がどういったものか議論すらできない可能性がある。
* 条例で義務化したり、あっせんの規定を設けている県についても、実際にきちんと機能しているところは少ないと聞いているが、沖縄は条例で定めた助言・あっせんの仕組みをしっかり使えていると聞いている。
* 合理的配慮の提供の義務化は、助言・あっせんなど紛争解決の部分とセットであり、紛争解決の仕組みをどれだけ機能させられるかが重要である。
* 条例で義務としたことによって実効性が伴うかどうか他県の事例を判断材料としてほしい。
* 紛争解決の仕組みについて、県としてどういった組織作りができるのか絵を見せてほしい。

第２回検討委員会に向けた事務局作業

* 事務局が、事業者の合理的配慮の提供を義務としている沖縄県やその他都道府県から、義務としたことによるメリット・デメリットなどについて情報収集し、次回検討委員会でお示しする。
* あわせて紛争解決の仕組みについても、次回検討委員会で事務局からスキーム図をお示しする。

**４　次回開催予定**

* **日 時** 令和元年９月９日（月）１４時００分から１６時００分
* **場 所** 高知城ホール　２階　小会議室